

令和2年8月27日

保護者の皆様

三重県立久居農林高等学校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止について（連絡）

秋暑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が再拡大し、本県においても7月以降、新規感染者が大幅に増加し、児童生徒や教職員の感染も確認されるなど、予断を許さない状況にあります。こうした状況をふまえ、8月17日に「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が改訂されました。本校においても改めて感染症対策を徹底し、生徒の安全確保に取り組んでいきたいと考えています。

つきましては、ご家庭におかれましても下記の内容をご確認いただき、感染症拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合

登校時に体温や健康状態を確認し、生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養をさせてください。学校で生徒に発熱等の風邪症状が見られた場合には、生徒を帰宅させます。症状が回復するまで自宅で休養してください。生徒が自ら帰宅することが困難な場合は、保護者の方の迎えをお願いします。自宅での休養に要した期間は出席停止とします。

2 生徒が濃厚接触者またはPCR 検査を受けることとなった場合

各保健所から生徒の保護者に対して学校に報告するよう指示があります。早急に担任までご連絡ください。濃厚接触者として特定された生徒は、陰性であっても感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間は自宅待機をさせてください。その期間は、出席停止とします。

3 生徒または教職員の感染が判明した場合

①生徒や教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲（感染者が発生した後、1～3日）での臨時休業の実施を三重県教育委員会との協議の上、決定します。濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や濃厚接触者がいない等の場合においては、臨時休業を実施しないこともあります。臨時休業の期間は、部活動や補習などの課外活動についても中止します。

②感染が確認された生徒を出席停止とします。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定します。

③感染者が発生したこと、その状況、臨時休業の期間等について、三重県教育委員会との協議の上、プライバシー保護や人権への配慮を踏まえ、生徒・保護者の皆様に連絡します。

4 その他

①日頃から手洗い、マスクの着用、咳エチケットなど新型コロナウイルス感染症防止の対策をお願いします。また公共交通機関やスーパー等を利用する際、大声でしゃべらない、マスクを着用するなどご協力をお願いします。

②感染は誰にもでも起こりうることであり、決して他人事ではないことを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為や人権侵害、誹謗中傷等は断じて許されるものではありません。不確かな情報に惑わされることなく、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。